

＜重要事項説明書(訪問介護)＞

1 事業所概要

①事業所情報

事業所名	訪問介護ステーションすずらん
所在地	東京都豊島区千早2丁目28番4号
連絡先	03-5926-9872
管理者名	大槻 裕美
サービス種類	訪問介護
介護保険指定番号	1371604883
サービス提供地域	豊島区 ※サービス提供地域に関して、提供地域外の方はご相談ください。

②営業時間

平日	9:00～18:00
定休日	土曜日・日曜日 年末年始12/29～1/3

③職員体制

職種	業務内容	人員数		
		常勤	非常勤	合計
管理者	以下を実施します ・従業者及び業務の管理 ・従業者に対する、法令・規定の遵守させるために必要な指揮命令	1		1
サービス提供責任者	以下を実施します ・指定訪問介護の利用申込みに係る調整 ・訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明 ・利用者へ訪問介護計画の交付 ・指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更 ・利用者の状態変化やサービスに関する意向の定期的な把握 ・サービス担当者会議への出席等による、居宅介護支援事業者との連携 ・訪問介護員等に対する、利用者の援助目標及び援助内容の指示 ・訪問介護員等に対する、利用者の状況についての情報伝達 ・訪問介護員等による業務実施状況の把握 ・訪問介護員等の業務管理 ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等 ・その他サービス内容の管理について必要な業務	2		2
訪問介護員	以下を実施します ・訪問介護計画に基づく、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービス提供 ・適切な介護技術によるサービス提供のため、サービス提供責任者が行う研修・指導等を受ける ・利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者への報告 ・サービス提供責任者からの、利用者の状況についての情報伝達を受ける	4	8	12

④事業計画・財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びそのご家族様にとどまらず全ての方に対し、要望があれば閲覧することができます。

⑤事業目的・運営方針

事業目的	指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。
運営方針	①要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 ②事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 当事業所連絡窓口(相談:苦情・キャンセル連絡等)

電話番号	03-5926-9872
担当部署	苦情相談、キャンセル連絡等受付係
担当者	大槻 裕美
受付時間	月曜日～金曜日9:00～18:00 (年末年始12/29～1/3を除く)

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市町村でも受け付けております。

3 利用料金

①利用料金

※利用料金は別紙の利用料金シートを参照ください

※
特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です

※
緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めるときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

※
初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同

※
生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同で行った場合に加算します

※
介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です

②介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担となります。

③交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費		実質費用全額負担
-----	--	----------

④サービス中止・キャンセル

1.ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合は無料

2.ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合、キャンセル料発生いたします。

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、

別紙キャンセル料金シートに基づきキャンセル料金を頂戴いたします。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

⑤利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、27日までに、あらかじめ指定された方法でお支払いください。

4 サービス利用方法

① サービス利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。

なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

② サービスをご利用いただくにあたってご留意いただきたい事項

下記の行為は禁止とさせていただきます

・当社職員に対する身体的な攻撃、力を使つての危害を及ぼす行為

・当社職員に対

する精神的な攻撃、尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

・介護保険給付対象サービスで無

いことや遂行不可能なこと、訪問介護計画書に定めていない事などの強制したり、サービスを妨害するなど
の過大な要求をする行為

・当社職員に対するヤクシアルハラスメントに関する事柄、意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求

③ サービス利用終了

1. ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、文書でお申し出ください。

2. 当事業所の都合でサービスを終了する場合

当社職員の心身に危害が生じ、または生ずる恐れがある場合であつて、その危害の発生または再発生を防止することが著しく困難であるなどにより、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったときなど

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに文章で通知し、当事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の方の心身の状況その他の状況に応じて、他の事業者などの紹介その他の必要な措置を講じるものいたします。

3. 自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当[自立]と認定された場合
※非該当[自立]と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

・訪問介護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

⑥ 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあつた場合、その他必要な場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

当事業所連絡窓口

電話番号	03-5926-9872
受付時間	月曜日～金曜日9:00～18:00（年末年始12/29～1/3を除く）

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄:)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄:)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

5 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者様の人権の擁護・虐待の発生または、その再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を行います。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

担当者	大槻 裕美
-----	-------

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について当事業所のサービス従事者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④当事業所のサービス従事者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤サービスの提供中に、当事業所のサービス従事者または養護者（現に養護されているご家族様・ご親族様・同居人様など）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

6 サービスに関する苦情

【弊社お客様相談窓口】

苦情相談受付窓口	訪問介護ステーションすずらん
受付日	月曜日～金曜日（年末年始12/29～1/4を除く）
受付時間	9:00～17:00

【その他】

豊島区	介護保険課	電話番号：03-3981-1318 ※月曜日～金曜日8:30～17:00（12月29日～1月3日を除く）
東京都	国民健康保険団体連合会 （苦情相談専用）	電話番号：03-6238-0177

【会社概要】

社名	株式会社カインディア
資本金	500万円
社員数	常勤3名 ・ 非常勤11名
設立	2014/8/24
所在地	東京都豊島区千早2丁目28番4号
代表者	代表取締役 宗岡 まゆみ
事業内容	訪問介護事業(介護保険外サービスを含む)

重要事項説明書の説明年月日	令和 6 年 12 月 25 日
---------------	------------------

【事業者】	所在地	東京都豊島区千早2丁目28番4号
	法人名	株式会社カインディア
	代表者名	代表取締役 宗岡 まゆみ
	事業所名	訪問介護ステーションすずらん (指定番号1371604883)
	説明者氏名	大槻 裕美

上記事業者より本書の説明を受け、同意しました。

【ご利用者様】	住所	東京都豊島区目白4-34-8
	氏名	
【代理人様】	住所	
	氏名	(続柄:)
	署名代行理由:	